

○八街市手話言語条例（案）

令和7年 月 日

条例第 号

手話は、音声言語とは異なり、物の名称や自らの意思を、手指や体の動き、豊かな表情を使って視覚的に表現する言語である。

手話を使う者は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかし、これまで手話は言語として認識されず、また人々から理解が得られなかったこともあり、災害時等の情報を始めとする日常生活や社会生活を営む上での様々な情報から閉ざされ、多くの不便や不安を感じながら暮らしているという実態がある。

そうした中で、手話が障害者の権利に関する条約や改正障害者基本法において言語として位置づけられたものの、いまだ手話に対する理解が広く深まっているとは言えない。

手話言語には、「手話言語の獲得」「手話言語で学ぶ」「手話言語を習得する」「手話言語を使う」「手話言語を守る」の5つの権利がある。手話言語の5つの基本的な権利を音声言語と対等に保障するためにも広く普及し、手話を使う者を含めた市民一人ひとりが安心して暮らせるまちになるよう、手話言語を使用できる環境を整える必要がある。

ここに八街市は、手話が音声言語と同等の言語であるとの認識に基づき、多くの人が手話に慣れ親しみ、手話言語への理解の輪を広げ、地域で共に支え合い、心豊かに安心して暮らせるまちづくりを目指し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語に対する理解及び普及の促進に関する基本理念を定め、市の責務及び市民、事業者の

役割を明らかにするとともに、手話言語に関する施策を総合的に推進し、誰もが共生することができる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話言語に対する理解及び普及の促進は、手話言語を使う者が意思疎通を図る権利を有するとの認識の下で、全ての市民等が互いにその人格及び個性を尊重し合うことを基本に行わなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話言語に対する理解及び普及の促進並びに手話言語を使いやすい環境の整備に関する施策（以下「手話言語普及促進等施策」という。）を講じなければならない。

2 市は、手話言語を使う者の社会的障壁の除去について、手話言語を使う者が手話言語を使わない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ合理的な配慮を行い手話言語普及促進等施策に努めなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、この条例への理解を深めるとともに、市が実施する手話言語普及促進等施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、手話言語に対する理解及び普及の促進に関する合理的配慮を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、他者が行う第1条の目的を達成するために必要な活動及び市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(県との連携)

第6条 市は、手話言語普及促進等施策を講じるに当たっては、千葉県と連携を図るものとする。

(手話言語に対する理解及び普及の促進に関する施策)

第7条 市は、手話を言語とする者、手話通訳者及び手話言語を使用することができる者と協力し、手話を言語としない者が学校、事業所等で手話言語を学ぶ機会の確保に努めるものとする。

2 市は、学校等において、児童、生徒、幼児等に対し、手話言語で学ぶ機会の確保に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。